

阿賀野市条例第 27 号

阿賀野市老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市老人医療費助成に関する条例（平成 16 年阿賀野市条例第 128 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 3 号中「医療保険の種類又は被保険者証若しくは組合員証の記載事項」を「加入している医療保険又はその内容」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。